

「日の丸・君が代」強制に反対する声明文

「君が代」を強制する東京都教育委員会（以下、都教委）の職務命令（10.23通達）に対し、職務義務不存在の確認を求める「日の丸・君が代」予防訴訟が東京地裁に提訴されたことは広く知られています。最近、この提訴を審理した東京地裁民事第36部（難波孝一裁判長）は10.23通達を違法とする画期的判決を下しました。

そもそもこの提訴は、都立高校教員ら228人が東京都と都教委に対し、「起立・斉唱・伴奏の義務はなく、職務命令に従わなくても処分されない」ことの確認を求め、都教委通達による精神的苦痛に対して原告各人に3万円の損害賠償を請求したものです。

最近の口頭弁論においては、原告側代理人が、生徒の内心の自由について、「これまでは各校で生徒に説明していたが、通達後は説明しなくていいとされた。生徒への強制が行なわれているのではないかと述べて都側に説明を求めています。また、原告の教員2人が意見陳述を行いました、「クリスチャンの自分には、君が代は天皇を神とあがめる歌に聞こえる。起立斉唱の強制は苦痛だ」「処分を恐れて、良心に反して職務命令に従うことは、生徒の前で教員としての欺瞞を暴露することになる」などと訴えました。

このような事態とは別に、今春の卒業式で、国歌斉唱の際の不起立などを理由に東京都教育委員会から戒告や減給処分を受けた都立高校と都立養護学校の教職員171人のうち、42人が4月30日、処分取り消しを求めて東京都人事委員会に第2次審査請求を申し立てました。これに先立ち4月5日には75人が第1次審査請求をしており、昨秋（2005年）の創立記念行事（周年行事）の処分審査請求した9人を加えると、申し立ては計126人のほりました。

審査請求後、都庁で記者会見した教職員らは「このような前代未聞の大量処分は憲法・教育基本法に反した人権侵害だ」として処分撤回を求める声明を発表しました。また、減給処分を受けた養護学校教員は「初めから処分ありきの姿勢で手続き的にも憤っています。教員への強制は子どもたちへの強制につながる」などと訴えていました。

4月中旬には入学式の関係でも処分が出され、被処分者から同様の申し立てが続きました。こうした大量の審査請求を受けて、原告側弁護団は東京都人事委員会に併合審理を求めています。石原東京都政が引き起こした今日の事態が、今後、他の道府県にも広がっていくなれば日本の教育にとって重大な危機が訪れるであろうと多くの人々は懸念しています。

このような状況の中、9月21日に東京地方裁判所は「予防訴訟」の原告らの訴えを全面的に認め、10.23通達を違法とする判決を下しました。判決では、原告らに卒業式等における国歌斉唱の際に、起立・斉唱・ピアノ伴奏の義務がないことを確認し、起立・斉唱・ピアノ伴奏をしないことを理由にいかなる処分もしてはならない10.23通達によって原告らが被った精神的損害に対する慰謝料の支払いを命ずるといった画期的なものです。

この判決は、教育基本法改悪の動きを止めさせる私たちの運動にとって大きな意味をもつものです。教師・支援者らの告訴・告発のとりくみは、石原都知事らの犯罪を裁くことによって「日の丸・君が代」の強制をやめさせ、「お上」の決めたことに従順に従う教職員と生徒をつくり、「戦争できる国」、「戦争する国民」をつくることをやめさせる運動だと理解します。

9月22日、原告団と弁護団は石原都知事と中村教育長に対し、

- (1) 10.23通達を取り消すこと。
- (2) 10.23通達に基づくすべての懲戒処分を取り消すこと。
- (3) 東京地裁判決を真摯に受け止め控訴をしないこと。

を申し入れました。

しかしながら都教育庁は25日、教職員らへの国旗・国歌の強制を違憲とした21日の東京地裁判決を不服として控訴する方針を改めて示すとともに、これまでの通達や懲戒処分を撤回する考えがないことを明らかにし、東京都庁へ申し入れに訪れた原告・弁護団にこの旨、回答したと聞いています。折しも、政治の分野では、教育基本法の改悪を最重要課題と位置づけた安倍内閣が発足しました。愛国心教育を盛り込んだ教基法改悪法案の成立を阻止するためにも、この「日の丸・君が代」強制反対のとりくみを支援し、都教委及び東京都が控訴を断念・取下げるよう要請するものです。

2006年9月27日

埼玉県日高市平和委員会